

追悼 椎橋邦雄先生

副学長・法学部長・学習／教育開発センター長
丸 山 正 次

椎橋邦雄先生は、平成29年度末をもって定年によりご退職されましたが、その直後の4月にお亡くなりになりました。通常、定年退職の先生がおられた場合、長年にわたる本学でのご貢献を顕彰して「退職記念号」を刊行するのが、本論集の慣例でした。しかし、今回は、ご退職後すぐのご不幸だったので、退職記念号ではなく、「追悼号」という形で、先生のご霊前に捧げる形を採らせていただきました。ここに謹んでお悔やみを申し上げます。

学内に残っている記録によりますと、先生は昭和54年4月1日に法学部専任講師として着任され、その後、昭和59年4月1日に助教授へと昇格され、さらに平成5年4月1日には教授へと昇格され、その後先に記した定年退職まで、本学で教鞭を執られてきました。

先生のご専門は民事訴訟法です。しかし私は先生とは所属学科が異なり、また所属する学会等も全く違いますので、先生の人となりについては、ほとんど存知あげません。そこで、ここでは、先生ご自身が語られたものを紹介したいと思います。先生は大学のHPにご自身のお考えを語られています。しかし、当然ながら、現在それはアップされてはいません。それを以下に掲載することで、追悼の言葉に代えさせてください。

<研究のヴィジョン>

研究方法については、2つのことに留意しています。

第1は、比較法的研究の重視です。通信や交通手段の飛躍的な発展に伴って、現在はグローバル化の時代、言い換えれば、世界規模で物事を考えなければならない時代です。これを実現するために、なるべく海外の学会に参加したり、各国の先生との交流をはかっています。

第2は、実務との連携です。民事訴訟法については、従来、学者と実務家の間の交流は少なく、実務家からは学者の研究を「机上の空論」と揶揄されることもありました。このようなことがないように、裁判官や弁護士との連携に努めたいと思っております。

<教育のヴィジョン>

授業は、言うまでもなく、学生のためにあるものです。そのため、先生の方は、日々研鑽し、授業方法に工夫を凝らして、授業に臨んでいます。しかし、民事訴訟法に限らず、法律学をマスターするためには、基本的な専門用語の理解など、克服しなければならないハードルがありますので、聴く側の学生も、私語を慎むことはもとより、緊張感・集中力を切らさず、受講することを希望します。また、熱心に聴くだけでなく、大いに質問をしてもらって、授業が双方向になることを切望しています。

<主な教育・指導>

法律学の修得は一朝一夕にできるものではありません。民事訴訟法だけを取り上げても、数多くの基本原理や概念があり、それらを正確に理解するだけでなく、それらを自在に表現できるようにならなければなりません。このように、法律学を真に身につけるためには、先生の授業を受身的に聞くだけでは不十分であり、学生のみなさんが主体的・積極的に取り組む姿勢が必要です。ゼミや模擬裁判は、能動的な法律勉強の場として最適であ

と思っています、力をいれて指導に心がけております。